

社会福祉法人立川市社会福祉協議会デイサービスセンター運営規程

平成12年2月18日

規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）第100条の規定に基づき、指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）並びに介護予防・日常生活支援総合事業の各事業（以下「総合事業」という。）の運営に関する重要事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者及び総合事業にあつては事業対象者に対して、その有する能力に応じて可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的とする。

(事業所の運営方針)

第3条 事業所は、利用者の心身の状態及びその置かれている環境その他に応じて、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、適切な福祉サービスを提供するよう配慮する。

3 事業の実施に当たっては、関係地方公共団体並びに地域の保健及び医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称は、立川市社会福祉協議会デイサービスセンターとし、立川市富士見町二丁目36番47号に設置する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に管理者1名を置き、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

2 事業所に生活相談員1名以上を置き、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項」に規定される者を充て、生活相談に当たるものとする。

3 事業所に看護職員1名以上を置き、事務局在宅支援事業課在宅サービス係に配属されている看護員を充て、看護に当たるものとする。

4 事業所に介護職員4名以上を置き、介護に当たるものとする。

5 事業所に機能訓練指導員1名以上を置き、第3項に規定する看護職員及び理学療法士を充て機能訓練の指導に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。

2 事業所の営業時間は、午前8時30分から午後6時00分までとし、サービスの提供時間は、

午前9時15分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、次表のとおりとする。

	月曜日から金曜日まで
一般	35名

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者若しくはその家族が作成した居宅サービス計画によるサービスとする。ただし、急施を要する場合にあっては、居宅サービス計画が作成されていないときでもサービスを利用することができるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスとする。

- (1) 身体介護 日常生活動作能力の程度により提供するサービス
 - ア 排せつの介助
 - イ 移動又は移乗の介助
 - ウ その他必要な身体の介護
- (2) 入浴 家庭において入浴が困難な利用者に対して提供するサービス
 - ア 衣類着脱の介助
 - イ 身体の清拭、整髪又は洗身
 - ウ その他必要な入浴の介助
- (3) 食事 食事を希望する利用者に対して提供するサービス
 - ア 配膳下膳の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
- (4) 機能訓練 体力及び機能の低下を防ぐために必要な訓練並びに日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練
- (5) 活動サービス 利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送れるようにするために提供する、仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持及び向上、自信の回復及び情緒の安定を図るサービス
 - ア レクリエーション
 - イ 音楽活動
 - ウ 制作活動
 - エ 行事的活動
 - オ 体操
 - カ 養護
- (6) 送迎 車による送迎を必要とする利用者に対して提供するサービス
 - ア 移動又は移乗動作の介助
 - イ その他必要な送迎の介助
- (7) 相談及び助言（以下「相談等」という。） 利用者及びその家族の日常生活における介護その他に関するサービス
 - ア 疾病及び障害についての理解を深めるための相談等

- イ 日常生活活動及び具体的な介護方法についての相談等
- ウ 自助具及び福祉機器並びに住宅環境整備についての相談等
- エ その他在宅生活全般にわたる相談等

(通常の事業の実施地域)

第8条の2 通常の事業の実施地域は、立川市の区域とする。

(利用料等)

第9条 事業に係るサービスを提供したときの利用料の額は、別表に定める額とする。

2 事業に係るサービスを提供したときの費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 省令第96条第3項(以下「3項」という。)第1号に掲げる費用
 - ア 自動車以外 実費
 - イ 自動車 立川市外で同市の区域を越えて片道概ね1キロメートル以上の地域
1キロメートルにつき20円
- (2) 3項第2号に掲げる費用 1時間以上1時間につき1,100円
- (3) 3項第3号に掲げる費用
 - ア 食事 1食につき400円から500円、または700円
 - イ おやつ 1日につき200円
ただし、飲み物だけの場合 1日につき100円
- (4) 3項第4号に掲げる費用 1枚につき次に定める額
 - ア おむつ 120円
 - イ 削除
 - ウ 尿とりパット 30円
 - エ おむつ類(取替時)廃棄代 10円
- (5) 3項第5号に掲げる費用
 - ア 送迎時の家庭内の移動 1回につき250円
 - イ その他 別表に定める額

3 利用者が利用を中止するときは、サービスの提供を受けるべき日の午前8時40分までに当該サービスの中止を求める連絡をすることとする。

4 利用者が利用の中止に際し、食事サービスの提供を受けるべき日の午前8時40分までに当該サービスの中止を求める連絡をしなかったときは、第2項第3号アに掲げる額を負担するものとする。

5 第1項に規定する利用料、第2項に規定する費用及び前2項に規定する取消料の支払を受けるときは、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名又は記名及び押印を受けることとする。

第10条 削除

(契約書の作成)

第11条 事業の提供を開始するときは、あらかじめ当該事業に係る内容の詳細について利用者
に契約書の書面をもって説明し、同意を得て署名又は記名及び押印を受けることとする。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第12条 事業の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス
担当者会議その他を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健、医療及

び福祉サービスの利用状況その他の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況が変化したとき、又はサービスの利用方法若しくは内容について変更の希望があったときは、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡する等、綿密な連携に努める。
- 3 通常の事業の実施地域その他の事情により、利用希望者に対する事業提供が困難と認めたときは、その利用者に係る指定居宅介護支援事業者と連携して必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第13条 事業所が事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況、並びに家族その他介護者の状況を十分に把握して援助計画を作成し、既に居宅サービス計画が作成されているときは、その内容に沿った通所介護計画を作成する。
- 2 通所介護計画の作成又は変更の際には、利用者又はその家族に対して当該通所介護計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対して通所介護計画による各種サービスを提供するに際しては、あわせて継続的にサービスの管理及び評価を行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 サービス提供時に利用者に心身上の事故が発生したときは、看護職員は必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに当該利用者の家族及び主治医又は医療機関への連絡を行い、指示を求めて必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 非常災害対策は、立川市総合福祉センターに係る火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第61条の規定により東京消防庁立川消防署長に届出をした消防計画により行い、非常災害に備えるため、定期的に避難、救助その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び職員の健康管理等)

- 第16条 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的に消毒その他を施す等、常に衛生管理に十分に留意するものとする。
- 2 職員は、感染症その他についての基礎知識の習得を図り、適切な健康診断を行うものとする。
 - 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第17条の2 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業及び総合事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策における指針を整備し、必要な措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 全ての通所介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を決して他に漏らしてはならない。

3 職員は、その身分を喪失した後であっても、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を決して他に漏らしてはならない。このため、管理者は、守秘義務遵守規定を、職員との間に締結する雇用契約の条件の一に組み入れるものとする。

4 管理者は、提供した事業に関し利用者からの苦情を受けたときは、担当職員をして速やかに

事実関係を調査し、改善措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

- 5 事業の提供により利用者に賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 6 認知症対応型通所介護に当たってはサービスの質の確保を目的として、運営推進会議を設置する。

(会計)

第21条 本事業の会計は、社会福祉法人立川市社会福祉協議会社会福祉事業区分介護保険事業拠点区分通所介護事業サービス区分により行い、介護保険収入、事業収入その他の諸収入をもってその収入とし、人件費、事務費、事業費その他の諸支出をもってその支出とする。

(委任)

第22条 この規程の施行について必要な事項は、会長が管理者と協議して定める。

附則

この規程は、平成12月4月1日から施行する。

附則（平成12月4月1日規程第8号）

この規程は、平成12月4月1日から施行する。

附則（平成12月5月30日規程第15号）

この規程は、平成12月6月1日から施行する。ただし、第5条第2項から第5項までの改正規定は、同年4月1日から適用する。

附則（平成12年9月28日規程第18号）

この規程は、平成12年9月28日から施行し、同年6月1日から適用する。

附則（平成13年3月30日規程第26号）

この規程は、平成13年3月30日から施行する。

附則（平成15年2月4日規程第7号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成15年2月4日規程第13号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成15年3月18日規程第13号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成17年3月22日規程第3号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年11月26日規程第8号）

この規程は、平成17年11月26日から施行し、同年10月1日から適用する。

附則（平成18年7月26日規程第11号）

この規程は、平成18年7月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（平成18年9月29日規程第18号）

この規程は、平成18年9月29日から施行する。

附則（平成19年4月1日規程第25号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年5月17日規程第3号）

この規程は、平成19年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（平成19年9月11日規程第2号）

1 この規程は、平成19年9月11日から施行する。

2 第7条表中、「月曜日から金曜日まで」の利用定員については平成19年7月1日から適用し、「土曜日」の利用定員については平成19年9月1日から適用する。

附則（平成20年3月19日規程第19号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成20年12月22日規程第5号）

この規程は、平成20年12月22日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附則（平成21年3月18日規程第8号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年7月1日規程第2号）

この規程は、平成21年7月1日から施行し、同年6月1日から適用する。

附則（平成21年11月18日規程第4号）

この規程は、平成21年11月18日から施行し、同年10月1日から適用する。

附則（平成22年3月17日規程第8号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成23年9月28日規程第3号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第9条第2項第3号アの規定については、平成21年4月1日から適用する

附則（平成24年3月22日規程第14号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成24年6月7日規程第1号）

この規程は、平成24年6月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（平成25年7月24日規程第1号）

この規程は、平成25年7月24日から施行し、同年8月1日から適用する。

附則（平成26年5月21日規程第2号）

この規程は、平成26年5月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則（平成27年3月18日規程第16号）

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成27年5月14日規程第12号）

この規程は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成28年3月16日規程第38号）

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成28年5月18日規程第7号）

この規程は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則（平成29年6月6日規程第4号）

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

附則（平成30年3月15日規程第36号）

この規程は、平成30年5月1日から施行する。ただし、第5条第4項「短期間雇用職員」から「一般職員」への変更は平成30年4月1日から適用する。

附則（平成30年4月1日規程第3号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年6月13日規程第4号）

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

附則（2019年10月1日規程第2号）

この規程は、2019年10月1日から施行する。

附則（2019年12月5日規程第7号）

この規程は、2019年12月5日から施行し、2019年12月1日より適用する。

附則（2021年4月1日規程第1号）

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

2 第9条第1項の規定にかかわらず、2021年4月1日から9月30日の期間は、別表の1を適用し、2021年10月1日から別表を適用するものとする。

附則（2022年3月2日規程第10号）

この規程は、2022年3月2日から施行し、2022年3月1日に遡って適用する。

附則（2022年9月20日規程第8号）

この規程は、2022年10月1日から施行する。ただし第9条第2項第3号の411円を430円に変更する規定については2022年7月1日に遡って適用する。

附則（2023年10月6日規程第9号）

この規程は、2023年11月1日から施行する。

附則（2024年3月5日規程第14号）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附則（2024年4月18日規程第1号）

1 この規程は、2024年4月18日より施行し、2024年4月1日より適用する。

2 第9条第1項の規定にかかわらず、2024年4月1日から5月31日の期間は、別表の1を適用し、2024年6月1日から別表を適用するものとする。

附則（2024年12月4日規程第7号）

この規程は、2025年1月1日から施行する。

附則（2025年3月5日規程第22号）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附則（2026年6月3日規程第3号）

この規程は、2026年6月3日から施行し、2026年6月1日から適用する。

別表(第9条関係)

別表(第9条関係)		2026年6月1日から適用					
一般型(要介護状態区分)							
(1) 利用料(「8時間以上9時間未満」区分摘要)【1日につき】							
サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要介護1	7,894	7,104	6,315	5,525	790	1,579	2,369
要介護2	9,338	8,404	7,470	6,536	934	1,868	2,802
要介護3	10,803	9,722	8,642	7,562	1,081	2,161	3,241
要介護4	12,289	11,060	9,831	8,602	1,229	2,458	3,687
要介護5	13,786	12,407	11,028	9,650	1,379	2,758	4,136
※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算							
入浴介助加算 I	474	426	379	331	48	95	143
個別機能訓練加算 I 1	664	597	531	464	67	133	200
サービス提供体制加算 I	263	236	210	184	27	53	79
若年性認知症受入加算	0	0	0	0	0	0	0
認知症加算	0	0	0	0	0	0	0
(2) 利用料(「7時間以上8時間未満」区分摘要)【1日につき】							
サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要介護1	7,767	6,990	6,213	5,436	777	1,554	2,331
要介護2	9,169	8,252	7,335	6,418	917	1,834	2,751
要介護3	10,624	9,561	8,499	7,436	1,063	2,125	3,188
要介護4	12,078	10,870	9,662	8,454	1,208	2,416	3,624
要介護5	13,554	12,198	10,843	9,487	1,356	2,711	4,067
※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算							
入浴介助加算 I	474	426	379	331	48	95	143
個別機能訓練加算 I 1	664	597	531	464	67	133	200
サービス提供体制加算 I	263	236	210	184	27	53	79
若年性認知症受入加算	0	0	0	0	0	0	0
認知症加算	0	0	0	0	0	0	0

(3) 利用料(6時間以上7時間未満)区分摘要【1日につき】

サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要介護1	6,893	6,203	5,514	4,825	690	1,379	2,068
要介護2	8,136	7,322	6,508	5,695	814	1,628	2,441
要介護3	9,401	8,460	7,520	6,580	941	1,881	2,821
要介護4	10,634	9,570	8,507	7,443	1,064	2,127	3,191
要介護5	11,899	10,709	9,519	8,329	1,190	2,380	3,570

※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算

入浴介助加算 I	474	426	379	331	48	95	143
個別機能訓練加算 I 1	664	597	531	464	67	133	200
サービス提供体制加算 I	263	236	210	184	27	53	79
若年性認知症受入加算	0	0	0	0	0	0	0
認知症加算	0	0	0	0	0	0	0

(4) 利用料(5時間以上6時間未満)区分摘要【1日につき】

サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要介護1	6,724	6,051	5,379	4,706	673	1,345	2,018
要介護2	7,947	7,152	6,357	5,562	795	1,590	2,385
要介護3	9,169	8,252	7,335	6,418	917	1,834	2,751
要介護4	10,392	9,352	8,313	7,274	1,040	2,079	3,118
要介護5	11,615	10,453	9,292	8,130	1,162	2,323	3,485

※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算

入浴介助加算 I	474	426	379	331	48	95	143
個別機能訓練加算 I 1	664	597	531	464	67	133	200
サービス提供体制加算 I	263	236	210	184	27	53	79
若年性認知症受入加算	0	0	0	0	0	0	0
認知症加算	0	0	0	0	0	0	0

(5) 利用料(4時間以上5時間未満)区分摘要【1日につき】

サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要介護1	4,584	4,125	3,667	3,208	459	917	1,376
要介護2	5,238	4,714	4,190	3,666	524	1,048	1,572
要介護3	5,923	5,330	4,738	4,146	593	1,185	1,777
要介護4	6,608	5,947	5,286	4,625	661	1,322	1,983
要介護5	7,283	6,554	5,826	5,098	729	1,457	2,185

※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算

入浴介助加算 I	474	426	379	331	48	95	143
個別機能訓練加算 I 1	664	597	531	464	67	133	200
サービス提供体制加算 I	263	236	210	184	27	53	79
若年性認知症受入加算	0	0	0	0	0	0	0
認知症加算	0	0	0	0	0	0	0

(6) 利用料(3時間以上4時間未満)区分摘要【1日につき】

サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要介護1	4,363	3,926	3,490	3,054	437	873	1,309
要介護2	4,995	4,495	3,996	3,496	500	999	1,499
要介護3	5,649	5,084	4,519	3,954	565	1,130	1,695
要介護4	6,292	5,662	5,033	4,404	630	1,259	1,888
要介護5	6,945	6,250	5,556	4,861	695	1,389	2,084

※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算

入浴介助加算 I	474	426	379	331	48	95	143
個別機能訓練加算 I 1	664	597	531	464	67	133	200
サービス提供体制加算 I	263	236	210	184	27	53	79
若年性認知症受入加算	0	0	0	0	0	0	0
認知症加算	0	0	0	0	0	0	0

(7) 利用料(2時間以上3時間未満)区分摘要【1日につき】							
サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要介護1	3,214	2,892	2,571	2,249	322	643	965
要介護2	3,667	3,300	2,933	2,566	367	734	1,101
要介護3	4,142	3,727	3,313	2,899	415	829	1,243
要介護4	4,627	4,164	3,701	3,238	463	926	1,389
要介護5	5,101	4,590	4,080	3,570	511	1,021	1,531
※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算							
入浴介助加算 I	474	426	379	331	48	95	143
個別機能訓練加算 I 1	664	597	531	464	67	133	200
サービス提供体制加算 I	263	236	210	184	27	53	79
若年性認知症受入加算	0	0	0	0	0	0	0
認知症加算	0	0	0	0	0	0	0

別表（第9条関係）の1 削除

別表(第9条関係)の3

認知症対応型(要支援状態区分)利用料 【1日につき】

(1) 利用料(「8時間以上9時間未満」区分摘要)【1日につき】

サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要支援1	9,807	8,826	7,845	6,864	981	1,962	2,943
要支援2	10,947	9,852	8,757	7,662	1,095	2,190	3,285

(2) 利用料(7時間以上8時間未満)区分摘要)【1日につき】

サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要支援1	9,508	8,557	7,606	6,655	951	1,902	2,853
要支援2	10,617	9,555	8,493	7,431	1,062	2,124	3,186

(3) 利用料(6時間以上7時間未満)区分摘要)【1日につき】

サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要支援1	8,410	7,569	6,728	5,887	841	1,682	2,523
要支援2	9,402	8,461	7,521	6,581	941	1,881	2,821

(4) 利用料(5時間以上6時間未満)区分摘要)【1日につき】

サービス内容名称	利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要支援1	8,197	7,377	6,557	5,737	820	1,640	2,460
要支援2	9,156	8,240	7,324	6,409	916	1,832	2,747

入浴介助加算	554	498	443	387	56	111	167
個別機能訓練加算	298	268	238	208	30	60	90
サービス提供体制加算Ⅰ2	138	124	110	96	14	28	42
若年性認知症受入加算	671	603	536	469	68	135	202

※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算

別表(第9条関係)の4

別表(第9条関係)の4								
介護予防・日常生活支援総合事業							2026年6月1日から適用	
(1) 利用料								
区分		利用料 全額(円)	保険者負担額(円)			利用者負担額(円)		
摘要	時間		9割	8割	7割	1割	2割	3割
要支援1及び 介護予防アン ケート対象者	サービス提供 5時間以上	21,227	19,104	16,981	14,858	2,123	4,246	6,369
要支援2	サービス提供 5時間以上	42,750	38,475	34,200	29,925	4,275	8,550	12,825
サービス提供体制強化加算 I (要支援1)		1,043	938	834	730	105	209	313
サービス提供体制強化加算 I (要支援2)		2,076	1,868	1,660	1,453	208	416	623
※事業所が送迎を行わない場合、所定単位から片道につき47単位を減算								

別表(第9条関係)の4の2 削除